

厚木市外国語指導助手派遣業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和7年9月

厚木市 教育部 教育指導課

目 次

第1章 事業概要及び諸条件に関する事項	
1 趣旨	1
2 業務の概要	1
3 参加資格	1
4 プロポーザル実施スケジュール（予定）	2
5 評価基準及び配点	3
6 選定方針（審査）	3
7 特定委員会	3
8 事務局（担当部課）	4
9 説明書及び必要書類の公開	4
第2章 応募手続及び審査結果に関する事項	
10 参加表明書の提出	5
11 技術提案書の提出	6
12 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施	7
13 採点	8
14 最終審査結果の通知及び公表	8
第3章 契約に関する事項	
15 契約に関する事項	10
16 その他	10

厚木市外国語指導助手派遣業務に係る公募型プロポーザル実施要領

第1章 事業概要及び諸条件に関する事項

1 趣旨

小・中学校の英語教育の中で外国語指導助手（以下「ALT」という。）による生きた英語、外国の文化や生活に触れる機会を提供し、国際社会に対応した教育を推進するため、厚木市立小・中学校にALTを派遣します。

本実施要領は、ALTの派遣業務に係る受注候補者を公募型プロポーザル方式により選定する手続について、必要な事項を定めるものです。

2 業務の概要

- (1) 業務名 厚木市外国語指導助手派遣業務
- (2) 契約期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (3) 履行場所 厚木市立各小・中学校
- (4) 業務内容 厚木市外国語指導助手派遣業務仕様書のとおりです。
- (5) 提案限度額

厚木市外国語指導助手派遣業務（以下「本業務」という。）の上限金額は179,955千円（消費税及び地方消費税額を含む。）です。

※ 契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものです。

各年度の支払限度額（消費税及び地方消費税額を含む。）は、次のとおりです。

令和8年度 59,985千円

令和9年度 59,985千円

令和10年度 59,985千円

なお、契約締結日から令和8年3月31日までの期間は事業準備期間とします。

- (6) 支払方法 毎月後払とします。

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者の必要な資格は、次のとおりです。

- (1) 厚木市の競争入札に参加することができる者の資格等に関する規程（平成元年厚木市告示第31号）第6条に規定する資格者名簿（種別：外国語講師派遣）に登録された者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限から契約締結日までの期間において、厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱（平成2年4月1日施行）又は厚木市事業所等実態調査実施要綱（平成21年10月1日施行）の規定による指名停止等の措置を受けていない者であること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (4) 参加表明書の提出期限の 2 年以内に手形交換所の取引停止処分を受けている者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、(1) による競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 参加表明書の提出期限の 6 箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者（会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、(1) による競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていない者であること。
- (7) 厚木市暴力団排除条例（平成 23 年厚木市条例第 12 号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反しない者であること。
- (9) 厚生労働大臣による労働者派遣事業の許可を有していること。
- (10) 過去 3 箇年度（令和 4 年度から令和 6 年度まで）に公立小・中学校への A L T 配置業務実績を有していること。

4 プロポーザル実施スケジュール（予定）

手続内容	年 月 日
実施要領及び必要書類の公開日	令和 7 年 9 月 1 日(月)
参加表明書の提出期間	令和 7 年 9 月 1 日(月) から同月 26 日(金) まで
参加表明に係る質問書の提出期限	令和 7 年 9 月 12 日(金)
参加表明に係る質問の回答	令和 7 年 9 月 19 日(金)
参加表明書の提出期限	令和 7 年 9 月 26 日(金)
提案資格確認結果通知書、技術提案提出要請書等の発送	令和 7 年 10 月 10 日(金)
技術提案書の提出期間	令和 7 年 10 月 10 日(金)から 令和 7 年 10 月 31 日(金) まで
技術提案書に係る質問書の提出期限	令和 7 年 10 月 20 日(月)
技術提案書に係る質問の回答	令和 7 年 10 月 24 日(金)
技術提案に関するプレゼンテーション及びヒアリング	令和 7 年 11 月 17 日(月)

評価結果の通知	令和7年12月下旬
契約締結	令和8年2月下旬

5 評価基準及び配点

別紙「厚木市外国語指導助手派遣業務に係るプロポーザル評価基準」（以下「別紙1」という。）のとおり

6 選定方針（審査）

本プロポーザルの審査は、二段階審査方式で行います。

(1) 第一次審査（書類審査）

第一次審査は、参加表明書を提出した者（以下「参加表明者」という。）のうち、参加資格を有する者（以下「応募者」という。）の提出書類を事務局において点数化して審査を行い、技術提案書の提出を要請する者（以下「提案者」という。）を選定します。

この場合において、応募者が5者を超えるときは、得点の最も高い者から順に5者を提案者として選定し、全ての参加表明者に対して、文書により結果を送付します。

なお、次のアからエまでの場合とその対応は記載のとおりです。

ア 評価点の合計が同点で5者を選定できない場合は、「4配置予定ALTの経験年数」の評価点数が上位の者を提案者とします。

イ アの場合において、「4配置予定ALTの経験年数」の評価点数が同点の場合は、「3配置予定ALTの日本語能力」の評価点数が上位の者を提案者とします。

ウ イの場合において、「3配置予定ALTの日本語能力」の評価点数が同点の場合は、「2ALTの所属数と経験者の割合」の評価点数が上位の者を提案者とします。

エ ウの場合において、「2ALTの所属数と経験者の割合」の評価点数が同点の場合は、くじ引きにより提案者を選定します。

(2) 第二次審査（技術提案書の審査及びヒアリング）

第一次審査の結果に加え、技術提案書、見積書等の提出書類並びに提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングの状況を総合的に評価し、点数化して審査します。

採点の詳細は、「13 採点」を参照してください。

7 特定委員会

次に掲げる9人の委員で構成する厚木市外国語指導関連業務に係る技術提案書特定委員会（以下「特定委員会」という。）を設置し、技術提案等について審査します。

特定委員会 委員名簿

役職	所属等
委員長	教育部教育指導担当部長
副委員長	教育部長

副委員長	教育総務課長兼政策調整担当
委員	市立小・中学校長（小学校長会担当校長）
委員	市立小・中学校長（中学校長会担当校長）
委員	市立小・中学校担当教諭（小学校外国語活動部会）
委員	市立小・中学校担当教諭（英語科部会）
委員	教育指導課長
委員	教育指導課指導主事

8 事務局（担当部課）

〒243-8511 神奈川県厚木市中町3-17-17

厚木市教育委員会教育部教育指導課

（厚木市役所第二庁舎4階）

TEL：046-225-2675（直通）

E-mail：8200@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 本プロポーザルに関する質疑、技術提案書等の受付は、全て事務局において行います。

※ 本実施要領、本プロポーザルに関する書式、質疑に対する回答などは、全て市ホームページの次の参照先へ公開します。

市ホームページ参照先：

ホーム>しごと・産業>入札・契約>一般委託>プロポーザル方式

9 説明書及び必要書類の公開

本実施要領及び提案に必要な書類は、令和7年9月1日（月）から同月26日（金）まで、市ホームページで公開しますので、必要に応じてダウンロードしてください。

第2章 応募手続及び審査結果に関する事項

10 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次のとおり参加表明書を提出してください。

- (1) 提出期間 令和7年9月1日(月) から同月26日(金) 午後5時まで
- (2) 提出先及び提出方法

事務局まで持参、郵送（書留郵便により提出期間末日までに必着）又は電子メール（データ量9,000KB以下に限る。）により提出してください。電子メールの場合は、次の手順により提出してください。

【電子メールで提出する際の手順】

ア 送信データはPDF形式としてください。

イ 市への業者登録に使用しているメールアドレスから事務局のメールアドレス宛てに送信し、提出した旨を必ず電話で連絡してください。

- (3) 提出書類

ア プロポーザル参加表明書（様式1）

イ 過去3箇年度（令和4年度から令和6年度まで）の公立小・中学校へのALT配置業務実績（様式任意。ただし、派遣契約・業務委託を問いませんが、派遣によることが分かるように明記すること。）

ウ 労働者派遣事業の許可書の写し

エ 一次審査様式（様式2）

評価項目1の業務受託実績については、その内容を証明するものとして契約書の写しを添付してください（2年以上の連続した受託実績がある場合は、その年度分全て）。

イの業務実績の資料と重複する場合は、提出資料にその旨の明示があれば省略可能とします。

オ 会社概要（任意様式）パンフレット等の添付でも可

- (4) 参加表明に関する質疑

ア 本プロポーザルの参加について質疑がある場合は、参加表明に関する質疑書（様式3）により、令和7年9月12日(金) 午後3時までに、市への業者登録に使用しているメールアドレスから事務局のメールアドレス宛てに電子メールにより提出してください。電話又は口頭による質問は、受け付けません。

タイトルは「厚木市外国語指導助手派遣業務に係る公募型プロポーザルに関する質疑書」とし、質疑書の受領確認のため、提出した旨を必ず電話で事務局に連絡してください。

イ 質疑に対する回答は、令和7年9月19日(金) 午後5時までに市ホームページで公開します。

- (5) 提案資格確認結果の通知

「6 選定方針（審査）（1）第一次審査（書類審査）」のとおり、参加表明者の中から提案者の選定を行い、全ての参加表明者に提案資格確認結果通知書を令和7年10月10日（金）に発送します。

なお、提案者に選定されなかった場合で説明が必要なときは、次の方法により書面で請求してください。

ア 請求日時 提案資格確認結果通知書に記載

イ 請求先 事務局

ウ 請求方法 任意の様式による書面（ただし、規格は、A4縦、横書きとし、法人名、部署、氏名、電話を併記）により、持参又は郵送（書留）によるものとします。

エ 回答時期 書面を受領した日の翌日から起算して15日以内に説明を求めた者に対し、書面により回答します。

11 技術提案書の提出（審査全体の概要は、「6 選定方針（審査）」を確認してください。）

技術提案の提出要請を受けた者は、技術提案書を次のとおり提出してください。

(1) 提出期限

令和7年10月10日（金）から令和7年10月31日（金）午後5時まで

なお、期限までに提出がない場合は、審査を行いません。

(2) 提出先及び提出方法

事務局まで持参又は郵送（書留郵便により提出期間末日までに必着）により提出してください。

(3) 提出書類

ア 技術提案書（様式4）1部

イ 技術提案の内容（任意様式） 正本1部、副本（写し）10部

別紙提案課題の各項目について、技術提案者の現況及び提案をまとめたものとします。

副本10部は、審査に用いるため、商号又は名称、所在地、代表者名等を記載しないこととし、表紙についても、社名等の記載や押印を一切行わないでください。

ウ 見積書（様式5）、見積明細書（任意様式） 各1部

別紙「厚木市外国語指導助手派遣業務仕様書」及び技術提案者が提案する内容により業務を受注した場合の見積金額（消費税相当額を除く。）を記入し、提出してください。

見積書の件名は、「厚木市外国語指導助手派遣業務」としてください。

エ 技術提案書の概要（様式6） 正本1部、副本（写し）10部

技術提案書の各項目のうち、主な提案内容をまとめたものを提出してください。

副本10部は、審査に用いるため、商号又は名称、所在地、代表者名等を記載しない
でください。

(4) 技術提案書等の作成要領

ア 技術提案書等は、任意の様式によりA4版・縦型・横書き・文字ポイント11ポイン

ト以上で作成してください。

イ 「(3)イ 技術提案の内容」の枚数制限は20枚以内(両面印刷可)とし、要点を簡潔にまとめてください。

なお、資格検定を保有する者に係る証明書については枚数に含めないものとします。

(5) 技術提案書の提出に関する質疑

ア 技術提案書の提出について質疑がある場合には、技術提案書に関する質疑書(様式7)により、令和7年10月20日(月)午後3時までに、市への業者登録に使用しているメールアドレスから事務局のメールアドレス宛てに電子メールにより提出してください。電話又は口頭による質問は、受け付けません。

タイトルは「厚木市外国語指導助手派遣業務に係るプロポーザル技術提案質疑書」とし、質疑書の受領確認のため、提出した旨を必ず電話で事務局に連絡してください。

イ 質疑に対する回答は、令和7年10月24日(金)午後5時までに市ホームページで公開します。

(6) 技術提案書の取扱い

ア 市は、提出された技術提案書の内容について、提案者に内容の確認や追加資料を求めることができるものとします。

イ 提出期限以降の差し替え及び再提出は、認めません。

12 第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)の実施

特定委員会において技術提案書の審査を行います。技術提案書の内容を具体的に説明する場として、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。ただし、提出された見積書の金額が、提案限度額を超えている場合は、審査をしません。

なお、審査は社名等を伏せて行います。そのため、プレゼンテーション資料に商号又は名称、所在地、代表者名等を記載しないほか、説明時に社名等を言わないように注意してください。

(1) 審査日 令和7年11月17日(月)

(2) 会場 厚木市役所第二庁舎内

(3) 時間 1事業者につき40分とします。(説明20分、質疑応答20分) パソコン接続等の準備は5分以内に提案者各自でお願いします。

(4) 説明事項 提案概要書に基づいて説明をお願いします。

(5) 開始時間 技術提案書提出期限の翌日以降に別途通知します。

(6) 市が用意する機器は、次のとおりです。

- ・プロジェクター 1機(RGBケーブルとHDMIケーブル(タイプA端子)を含みます。)
- ・スクリーン 1機

※ インターネット接続不可、AC電源は供給可とします。必要に応じて、別途ケーブルや変換アダプタを用意してください。

- (7) 説明のためにパソコンを使用する場合は、提案者各自で用意してください。
- (8) 準備を含めて入室は5人以内とし、本業務を直接担当する責任者(業務仕様書「9 派遣元の遵守事項 (3)参照」)が説明を行ってください。
- (9) プレゼンテーションで使用する資料は、提出された技術提案書等のみとし、追加の提案及び資料の配布は認めません。パワーポイント等のプレゼンテーションソフトについては、その内容が技術提案書等の内容に合致し、提案内容の理解を深める場合に限り使用を認めます。

なお、プレゼンテーション審査については、非公開とします。

13 採点

- (1) 別紙1の評価基準及び配点に基づいて採点を行います。
- (2) 特定委員会の委員は、次の「採点基準表」に示す評価内容により評価し、特定委員会は採点基準に従い得点を算定します。

評価	評価内容	採点基準
A	非常に優れている	配点×1.0
B	優れている	配点×0.8
C	標準的	配点×0.6
D	やや劣っている	配点×0.4
E	劣っている	配点×0.2
F	満たさない	失格

- (3) 提案者の得点が最低基準点である720点(1,200点満点)を上回る者のうち、最優秀者(本業務の受注候補者。以下「受注候補者」という。)及び優秀者(以下「次点者」という。)をそれぞれ1者特定します。同点の場合は、見積金額の最も低い者を特定します。見積金額が同額である場合は、くじ引きとします。
- (4) 提案者が1者の場合も、本プロポーザルは成立しますが、提案者の得点が720点(1,200点満点)を下回るときは、受注候補者といたしません。
- (5) 受注候補者が失格又は無効となった場合には、次点者を受注候補者とします。

14 最終審査結果の通知及び公表

- (1) 第二次審査の結果、受注候補者又は次点者に特定された者に対し、その旨を通知書により通知します。
- (2) 第二次審査の結果、受注候補者又は次点者に特定されなかった提案者に対し、特定しなかった旨及びその理由を通知します。
- (3) 最終審査結果については、次の事項を市ホームページで公表し、及び市役所前に設置し

ている掲示板に掲示します。

ア 受注候補者名

イ 評価結果

※ 受注候補者以外は、提案者が特定できない方法で公表します。また、受注候補者に事故等があり、契約が不能となった場合は、次点者について公表します。

(4) 審査結果に対する理由の説明

審査を受けた提案者であって、審査結果の理由について説明が必要なものは、次の方法により書面で請求してください。

ア 請求日時 技術提案書審査結果通知書に記載

イ 請求先 事務局

ウ 請求方法 任意の様式による書面（ただし、規格はA4縦、横書きとし、法人名、部署、氏名、電話を併記）により、持参又は郵送（書留）によるものとします。

エ 回答時期 書面を受領した日の翌日から起算して15日以内に説明を求めた者に対し、書面により回答します。

第3章 契約に関する事項

15 契約に関する事項

受注候補者と契約手続を行います。ただし、受注候補者に事故等があり、契約が不能となった場合には、次点者を受注候補者とします。

受注候補者と仕様書の内容を協議し、仕様内容を調整します。

契約形態は、随意契約とし、見積書の提出を求め、契約額は提出された見積額の範囲内とします。

16 その他

(1) 費用負担

書類作成、ヒアリング、旅費等の本プロポーザルに係る費用の一切は、参加表明者、応募者及び提案者の負担とし、参加報酬等の支払はありません。

(2) 提案数

参加表明書及び技術提案書の提出は、1者につき1件のみとします。

(3) 提出書類の公開等について

提出された書類等の著作権は、参加表明者、応募者及び提案者に帰属しますが、本市は、提出された書類等は無償で使用する権利を持つものとします。また、提出された書類等は返却いたしません。

本件に関して行政文書の公開請求があった場合は、厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号）の規定に基づき、提出書類等を公開することがあります。

(4) 欠格条項

参加表明者、応募者及び提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格になります。

ア 特定委員会委員に直接又は間接を問わずに接触を求めた場合

イ 契約締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合

ウ 複数の提案をした場合

エ 提案後に新たな説明資料を追加した場合

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合

カ 参加表明書提出後、この要領に定める参加資格に該当しなくなった場合

キ その他この要領に定める手続、方法等を遵守しない場合

(5) その他

本プロポーザルの手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとします。

本プロポーザルは、厚木市プロポーザル方式等実施要綱（平成23年4月1日施行）に基づき実施されます。本実施要領に定めがないことについては、同実施要綱の趣旨に基づき実施するものとします。